

令和7年

山形県労働委員会年報

山形県労働委員会事務局

この年報は、令和7年1月から12月までの当委員会の活動状況を記録した
ものです。

日頃から労働問題に携わり、あるいは、関心を寄せておられる方々に、広く
御活用いただければ幸いです。

令和8年3月

山形県労働委員会事務局

目 次

第1章 山形県労働委員会の概要	頁
第1節 組織・権限・運営	2
第1 組 織	2
第2 権 限	2
第3 運 営	3
第2節 委 員	4
第3節 あっせん員候補者	5
第4節 事務局組織一覧	6
第2章 山形県労働委員会の活動状況	
第1節 労働争議の調整	8
第1 概 況	8
第2 争議行為予告通知の受理及び実情調査状況	9
第2節 個別労働関係紛争のあっせん	10
第1 概 況	10
第2 令和7年個別労働関係紛争あっせん事件一覧	10
第3 事件処理状況	11
第3節 不当労働行為救済申立事件の審査	12
第1 概 況	12
第2 審査の目標期間	12
第3 再審査の状況	12
第4節 行政訴訟事件の概要	12
第1 概 況	12
第5節 労働組合の資格審査	13
第1 概 況	13
第2 令和7年資格審査一覧	13
第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項による非組合員の 範囲の認定及び告示の状況	13
第7節 労働相談・周知広報活動	14
第1 労 働 相 談	14
第2 労使間トラブルの未然防止の取組	16
第3 周知広報の取組	19
第8節 会 議	23

第1	総会及び公益委員会議	23
第2	主な連絡協議会及び連絡会議等	28
第9節	研 修	31
第1	委員研修	31
第2	事務局職員研修	32

第3章 統計諸表

第1表	取扱開始事件数の推移	34
第2表	調整事件数（手続事由別）	35
第3表	調整事件数（終結事由別）	35
第4表	調整事件数（産業別）	36
第5表	調整事件数（調整事項別）	37
第6表	個別労働関係紛争のあつせん事件数	38
第7表	不当労働行為救済申立事件の審査状況	39
第8表	不当労働行為救済申立事件数（産業別）	40
第9表	不当労働行為救済申立事件係属数の推移	41
第10表	労働組合の資格審査状況	42

参 考 資 料

	歴代会長・会長代理一覧	44
--	-------------	----

第 1 章

山形県労働委員会の概要

第1節 組織・権限・運営

第1 組 織

県労働委員会は、労働組合法第19条の12第1項及び地方自治法第180条の5第2項の規定により設置されている県の機関であり、使用者を代表する者（使用者委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び公益を代表する者（公益委員）各5人、計15人の委員で組織されている。

使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は公平中立で、学識や経験の豊かな人の中から使用者委員及び労働者委員の同意を得て、知事が任命する。任期は2年である。

労働委員会は、労働関係調整法第10条の規定により、労働争議の解決を図るため、学識経験を有する者をあっせん員候補者として委嘱している。

また、労働委員会には、その事務の処理にあたる事務局が設置され、事務局長以下の職員が配置されている。

第2 権 限

1 県労働委員会の職務権限は、労働組合法（労組法）、労働関係調整法（労調法）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）によって、次のように定められている。

- (1) 労働組合の資格審査（労組法第5条、第11条）
- (2) 不当労働行為の審査（労組法第7条、第27条）
- (3) 労働協約の拡張適用の決議（労組法第18条）
- (4) 事務を行うために必要な強制権限（労組法第22条）
- (5) 争議行為発生届の受理（労調法第9条）
- (6) 労働争議のあっせん（労調法第10条～第16条、地公労法第4条）
- (7) 労働争議の調停（労調法第17条～第28条、地公労法第14条）
- (8) 労働争議の仲裁（労調法第29条～第35条、地公労法第15条）
- (9) 特別調整委員に関する意見又は同意（労調法施行令第1条～第1条の10）
- (10) 公益事業に関する争議行為予告通知受理（労調法第37条）
- (11) 労調法第37条違反に対する公訴請求（労調法第42条、同法施行令第11条）
- (12) 地方公営企業体等職員の結成する労働組合に関わる非組合員の範囲の認定、告示（地公労法第5条）

2 平成13年10月1日から地方自治法第180条の2の規定により知事から委任を受けて、個別労働関係争議のあっせんを行っている。

第3 運 営

労働委員会は、民間から選ばれた公・労・使の三者構成による合議制の行政機関であり、毎月開催する定例総会において、全般的な議題が処理される。

具体的な事案によって、調停委員会、仲裁委員会が設けられることがあり、あっせんは、あっせん員候補者の中から会長が指名した者がこれにあたる。

また、労働委員会規則第9条第1項に規定する事項（前掲「権限」の（1）、（2）、（11）、（12））は、公益委員会議において処理される。

なお、労働委員会規則第86条の規定により、公・労・使の三者構成による全国及び地域別（北海道及び東北）の連絡協議会等が設置され、労働委員会相互の連絡を密にし、その事務処理に必要な統一と調整を図っている。

第 2 節 委 員

第 4 9 期委員（任期 令和 7 年 3 月 22 日～令和 9 年 3 月 21 日）

令和 7 年 12 月 31 日現在

区 分	氏 名	現 職	備 考
公 益 委 員	◎山 上 朗	弁 護 士	8 期 再 任
	○村 山 永	弁 護 士	6 期 再 任
	阿 部 未 央	東 北 学 院 大 学 教 授	6 期 再 任
	吉 原 元 子	山 形 大 学 准 教 授	3 期 再 任
	石 川 由 美	（公財）山形県埋蔵文化財センター理事	新 任
労 働 者 委 員	渡 部 貴 之	連 合 山 形 会 長	4 期 再 任
	出利葉 康 隆	U A ゼンセン山形県支部支部長	2 期 再 任
	近 藤 雅 彦	東北電力労働組合山形県本部委員長	2 期 再 任
	坂 井 美由希	連 合 山 形 総 務 ・ 財 務 部 長	新 任
	菅 原 孝 広	日本郵政グループ労働組合東北地方本部 山形連絡協議会議長	新 任
使 用 者 委 員	丹 哲 人	（一社）山形県経営者協会専務理事	7 期 再 任
	石 原 信 義	山形パナソニック（株）取締役執行役員 管理センター長（兼）人財戦略部長	6 期 再 任
	大 風 亨	（株）大風印刷代表取締役社長	5 期 再 任
	佐 藤 亜希子	新庄商工会議所専務理事	新 任
	中 鉢 美 佳	（株）三幸代表取締役社長	新 任

※◎印 会 長
○印 会長代理

第3節 あっせん員候補者

令和7年12月31日現在

氏名	現職
山上 朗	山形県労働委員会会長 弁護士
村山 永	山形県労働委員会会長代理 弁護士
阿部 未央	山形県労働委員会委員 東北学院大学教授
吉原 元子	山形県労働委員会委員 山形大学准教授
石川 由美	山形県労働委員会委員 (公財) 山形県埋蔵文化財センター理事
渡部 貴之	山形県労働委員会委員 連合山形会長
出利 葉康隆	山形県労働委員会委員 UAゼンセン山形県支部支部長
近藤 雅彦	山形県労働委員会委員 東北電力労働組合山形県本部委員長
坂井 美由希	山形県労働委員会委員 連合山形総務・財務部長
菅原 孝弘	山形県労働委員会委員 日本郵政グループ労働組合東北地方本部山形連絡協議会議長
丹 哲人	山形県労働委員会委員 (一社) 山形県経営者協会専務理事
石原 信義	山形県労働委員会委員 山形パナソニック(株)取締役 執行役員 管理センター長(兼)人財戦略部長
大風 亨	山形県労働委員会委員 (株) 大風印刷代表取締役社長
佐藤 亜希子	山形県労働委員会委員 新庄商工会議所専務理事
中鉢 美佳	山形県労働委員会委員 (株) 三幸代表取締役社長
鈴木 和枝	山形県労働委員会事務局長
黒田 英昭	山形県労働委員会事務局審査調整課長

第 2 章

山形県労働委員会の活動状況

第1節 労働争議の調整

第1 概 況

令和7年において調整事件の取扱いはなかった。

労働関係調整法第37条の規定による争議行為予告通知については、当委員会で受理したものが3件、中央労働委員会で受理したもののうち本県に労働組合の組織があるものが17件、併せて20件あり、その全てについて実情調査を行っている。

なお、集团的労使紛争に関する相談件数はなかった。

第2 争議行為予告通知の受理及び実情調査状況

令和7年12月31日現在

番号	予告通知者	業種	争議行為の目的	受付年月日	予告年月日	調査結果			
						争議	終結	継続	その他
1	国鉄労働組合	運輸	賃上げ等	R7. 2. 14	R7. 2. 25 以降	無	○		
2	全日本建設交運 一般労働組合	運輸	賃上げ等	R7. 2. 14	R7. 2. 27 以降	無	○		
3*	山形県医療労働組合 連合会	医療	賃上げ等	R7. 2. 18	R7. 3. 12 以降	有	○		
4	全国電力関連産業 労働組合総連合	電気	賃上げ等	R7. 2. 21	R7. 3. 7 以降	無	○		
5	全日本運輸産業 労働組合連合会	運輸	賃上げ等	R7. 2. 27	R7. 3. 14 以降	無	○		
6	エヌ・ティ・ティ 労働組合	通信	賃上げ等	R7. 2. 27	R7. 3. 11 以降	無	○		
7	全日本国立医療 労働組合	医療	賃上げ等	R7. 2. 28	R7. 3. 13 以降	有	○		
8	日本私鉄労働組合 総連合会	運輸	賃上げ等	R7. 3. 3	R7. 3. 14 以降	無	○		
9	全日本港湾労働組合	運輸	賃上げ等	R7. 3. 3	R7. 3. 14 以降	有	○		
10	公立学校共済組合 職員労働組合	医療	賃上げ等	R7. 3. 7	R7. 3. 19 以降	無	○		
11	全国港湾労働組合 連合会	運輸	賃上げ等	R7. 3. 7	R7. 3. 19 以降	有	○		
12*	山形県医療労働組合 連合会	医療	一時金等	R7. 5. 19	R7. 5. 29 以降	有	○		
13	全日本運輸産業 労働組合連合会	運輸	一時金等	R7. 5. 21	R7. 6. 6 以降	無	○		
14	全日本国立医療 労働組合	医療	賃上げ等	R7. 10. 8	R7. 11. 6 以降	無		○	
15	公立学校共済組合 職員労働組合	医療	一時金等	R7. 10. 10	R7. 11. 6 以降	有		○	
16	全日本建設交運 一般労働組合	運輸	一時金	R7. 10. 10	R7. 10. 22 以降	無	○		
17*	山形県医療労働組合 連合会	医療	一時金等	R7. 10. 16	R7. 11. 5 以降	有	○		
18	全国港湾労働組合 連合会	運輸	賃上げ等	R7. 10. 17	R7. 10. 28 以降	無	○		
19	全日本運輸産業 労働組合連合会	運輸	一時金等	R7. 10. 30	R7. 11. 14 以降	無	○		
20	日本私鉄労働組合 総連合会	運輸	環境整備等	R7. 11. 10	R7. 11. 22 以降	無	○		

- (注) 1 実情調査は、本県内に執行機関を有する組合組織のみを対象に行っている。
 2 番号中*印は、本県労働委員会が争議行為予告を受理したものであり、その他は、中央労働委員会を経由して通知があったものである。
 3 調査結果項目「その他」は、あつせん、調停、仲裁、不当労働行為救済申立に移行したものである。

第3節 不当労働行為救済申立事件の審査

第1 概 況

令和7年中に係属した審査事件はなかった。

第2 審査の目標期間

労働組合法第27条の18に基づき、当委員会では、審査の目標期間を「1年3か月」と設定している（平成17年5月17日開催の第453回公益委員会議において決定）。

第3 再審査の状況

令和7年中に係属した再審査事件はなかった。

第4節 行政訴訟事件の概要

第1 概 況

令和7年中に当委員会に係る行政訴訟事件はなかった。

第5節 労働組合の資格審査

第1 概 況

令和7年における取扱件数は、労働者委員候補者推薦に関するものが2件である。
処理状況は、適合決定が2件である。

第2 令和7年資格審査一覧

番号	申請年月日	組 合 名	申 請 目 的	処 理 状 況
1	R7.1.10	自治労山形県国民健康保険団体連合会 職員労働組合	労働者委員候補者推薦	R7.1.23 適合決定
2	R7.10.1	自治労山形県国民健康保険団体連合会 職員労働組合	労働者委員候補者推薦	R7.10.9 適合決定

第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項 による非組合員の範囲の認定及び告示の状況

令和7年において地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項による非組合員の範囲の認定及び告示はなかった。

第7節 労働相談・周知広報活動

第1 労働相談

1 労働相談（労働悩みごと相談会、日曜労働悩みごと相談会、電話・来庁・メール等相談）

令和7年に、労働悩みごと相談会、日曜労働悩みごと相談会及び事務局への電話・来庁・オンライン・メールで受けた相談は152件で、この内、労働者側からの相談が148件、使用者側からの相談が4件であった。

相談事項別件数は184件で、「職場の人間関係」に関するものが61件（33.2%）であり、次いで「経営又は人事」に関するものが48件（26.1%）、「労働条件等」に関するものが43件（23.4%）、「賃金等」に関するものが27件（14.7%）であった。

		労働者	使用者	双方	不明	合計
相談件数		148	4			152
相談事項別件数※		178	6			184
経営又は人事		47	1			48
ア	解雇	12	1			13
イ	配置転換、出向・転籍	5				5
ウ	復職	3				3
エ	懲戒処分	2				2
オ	退職	18				18
カ	勤務延長、再雇用					
キ	その他経営又は人事	7				7
賃金等		27				27
ク	賃金未払い	11				11
ケ	賃金増額	1				1
コ	賃金減額	5				5
サ	一時金					
シ	退職一時金	4				4
ス	解雇手当	1				1
セ	休業手当	2				2
ソ	諸手当	1				1
タ	その他賃金	2				2
チ	年金（企業年金・厚生年金等）					
労働条件等		43				43
ツ	労働契約	8				8
テ	労働時間	12				12
ト	休日・休暇	1				1
ナ	年次有給休暇	4				4
ニ	育児休業・介護休業					
ヌ	時間外労働	2				2
ネ	安全・衛生	4				4
ノ	福利厚生制度					
ハ	社会保険	4				4
ヒ	労働保険	4				4
フ	その他の労働条件等	4				4
職場の人間関係		59	2			61
ヘ	セクハラ	2				2
ホ	パワハラ・嫌がらせ	57	2			59
その他		2	3			5
マ	その他	2	3			5

※1件の相談で相談事項が複数にわたる場合は該当する項目にそれぞれ計上しているため、相談件数とは一致しない。

2 労働相談件数の推移

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
相談件数	120件	98件	112件	160件	181件	152件

3 労働悩みごと相談会

労使間トラブルの相談への更なる対応を図るため、平成29年6月から委員による定期的な労働相談会を開催している。

平成30年度には、より親しみやすい相談会とするため、「労働悩みごと相談会」に名称を変更した。

令和2年度から6月の相談会を庄内地域（鶴岡市若しくは酒田市）にて、平日に終日（11時～16時）で開催している。

- ・開催日時：原則、10月を除く毎月第2木曜日 午後1時から午後2時まで

1件当たり60分まで 委員2名対応

- ・開催場所：村山総合支庁本庁舎（6月は鶴岡市勤労者会館）

- ・令和7年相談件数

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
1	1	1	0	0	2	0	1	1	—	1	1	9

4 日曜労働悩みごと相談会

10月の「個別労働紛争処理制度」周知月間にあわせ、労働相談会を県内4会場で開催した。

開催日時	10月5日 10:00～15:00			10月19日 10:00～15:00		
開催場所	置賜総合文化センター (米沢市)	酒田勤労者福祉センター (酒田市)	村山総合支庁本庁舎※ (山形市)	あこや会館 (山形市)	ゆめりあ (新庄市)	村山総合支庁本庁舎※ (山形市)
担当委員数	2名	3名	—	5名	2名	—
相談件数	1件	2件	0件	4件	1件	0件

※事務局職員における電話相談対応

第2 労使間トラブルの未然防止の取組

働き方改革関連規制法案の施行による労働条件の変化や、中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置の義務化などにより労働者を取り巻く環境が変化したことに伴い、労使間トラブルの未然防止の重要性が増しているため、労使間トラブルの未然防止を目的とした周知啓発を図った。

1 労使間トラブルの未然防止に係るチラシの配布

「これから働く皆様向け」と「使用者の皆様向け」の2種類の周知啓発用チラシを作成し、関係機関・団体等に配布した。

〈配布先〉国の機関（労働局、ハローワーク、法テラス等）、各総合支庁、市町村、地域労働組合、山形県経営者協会、各商工会議所、山形県商工会連合会、大学、高等学校（※）他

※高等学校へはチラシデータをメールで送付して掲示を依頼。

【山形県労働委員会】

～これから働く皆様へ～

働くときに確認しましょう

働く前に勤務地や業務内容、勤務時間を確認すべきだった・・・。

突然解雇を告げられ、受け入れてしまった・・・。

○働く前に、労働契約や労働条件通知書により、労働条件を確認しましょう。

○働き始めたら、就業規則を確認し内容を理解しておきましょう。

労働トラブルでお困りの方、お電話ください！

メールでの相談はホームページの「お問い合わせフォーム」から

山形県労働委員会（村山総合支庁本庁舎6階）

TEL：023-666-7784 山形県労働委員会 相談 検索

受付時間：8:30～12:00/13:00～17:15（ただし、土・日・祝日を除きます。）

労働トラブル Q&A

<p>Q 1 会社が遊びに行くための有給休暇を認めしてくれないんだけど...</p> <p>A 1 有給休暇は利用目的を問われることなく取得できます。</p>	<p>Q 2 ミスが原因で解雇されたんだけど...</p> <p>A 2 社会の常道にかなう納得できる理由がない解雇は無効です。</p>
<p>Q 3 仕事中にケガをしたけど、会社からは、治療費は自己負担と言われたけど...</p> <p>A 3 仕事の原因の方がは労災保険が適用され、自己負担する必要はありません。</p>	<p>Q 4 会社が残業代を払ってくれないんだけど...</p> <p>A 4 会社には法定労働時間を超えた労働には、割増賃金を支払う義務があります。</p>
<p>Q 5 会社をなかなか辞めさせてくれないんだけど...</p> <p>A 5 無期雇用の場合、原則、2週間前までに申出をすれば大丈夫です。（ただし、就業規則に定める申出の期間が優先される可能性もあります。）</p>	

【山形県労働委員会】

～使用者の皆様へ～

労使トラブルを防止しましょう

労働者とのトラブル防止のため、次のことを確認しましょう！

- 労働契約の内容は文書で渡しましょう！**
会社は、労働者を雇うとき、どのような労働条件で雇う、雇われるかの約束を交わします。これを「労働契約」（又は「雇用契約」）といいます。特に重要な項目（契約期間、仕事内容、賃金の額など）については、書面交付が義務付けられています。パートやアルバイトも同様です。労働契約は、トラブル防止のため、文書で渡しておくことが大切です。
- 労働条件の内容を詳しく説明しましょう！**
労働契約締結時の労働条件と、実際の労働条件が違っている場合は、労働者は、即時に労働契約を解除することができます。そうならないためにも、労働契約締結時に労働者に詳しく仕事の中身を説明し、労使間で契約内容をしっかりと確認しておきましょう。
- 就業規則を作成していますか？**
常時10人以上の労働者（パート、アルバイトを含む）を雇用している会社は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出なければなりません。就業規則は、掲示したり配布したりして、労働者がいつでも内容を見ることができるようしておく必要があります。

～健全な労使関係を築くために
労使間のトラブル解決に向けてお手伝いします～

山形県労働委員会（村山総合支庁本庁舎6階）

TEL：023-666-7784 山形県労働委員会 相談 検索

受付時間：8:30～12:00/13:00～17:15（ただし、土・日・祝日を除きます。）

メールでの相談はホームページの「お問い合わせフォーム」から

労働トラブル Q&A

<p>Q 1 繁忙時に社員が年休を取りたいと言っているのですが、拒むことはできないのでしょうか？</p> <p>A 1 年休は原則として、労働者の好きに自由に取らせなければなりません。しかし、申出のあった日に休まれないと、事業の正常な運営ができない場合には、使用者は別の日に年休を変更させることができます。ただし、必要な交際費を確保しても、年休の申出が集中するなど、客観的にやむを得ないと認められる場合に限られます。</p>	<p>Q 2 解雇する際に気を付けなければならないことは何ですか？</p> <p>A 2 少なくとも30日以上前に解雇を予告する必要があります。予告しない場合は、解雇予告手当を支払う必要があります。ただし、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合、解雇は無効です。</p>
<p>Q 3 社員自らの判断で残業した場合、労働時間として扱う必要がありますか？</p> <p>A 3 労働時間とは、労働者が使用者の下で労働に服しなければならない時間をいいます。使用者が残業を黙認している場合など、使用者の管理下で行われたと認められる場合には、労働時間として扱う必要があります。</p>	

2 出前講座

生徒や学生、労働者、使用者、企業の労務担当者等を対象に、ワークルールの基礎知識、労使間トラブルの事例紹介及び職場におけるハラスメント等について、理解を深めるとともに、労働委員会制度の周知を目的として、委員が講師となり「出前講座」を開催した。

団 体	開催日	受講者	受講者数	講師
大原学園山形校	2月4日	学生	85人	山上会長
日本大学山形高等学校	2月12日	生徒	6人	出利葉委員
山形県立左沢高等学校	2月14日	生徒	32人	船山委員
山形県立産業技術短期大学校	4月11日	生徒	86人	村山代理
東日本高速道路(株) 東北支社山形管理事務所	6月4日	従業員	20人	大風委員
山形県立産業技術短期大学校 庄内校	7月9日	生徒	25人	石原委員
東北文教大学 山形城北高等学校	7月26日	生徒・保護者	62人	石川委員
山形県立庄内職業能力開発 センター	9月17日	訓練生・職員	5人	阿部委員
山形歯科専門学校	9月19日	生徒	27人	丹委員
医療法人社団斗南会 (秋野病院・ラフォーレ天童)	9月24日	従業員	67人	大風委員
東北農林専門職大学附属 農林大学校	11月28日	生徒	45人	出利葉委員
酒田調理師専門学校	12月5日	生徒	28人	渡部委員
東北文教大学短期大学部	12月9日	学生	19人	出利葉委員
学校法人羽陽学園 山形調理師専門学校	12月17日	生徒	31人	近藤委員

○出前講座の様子



【東日本高速道路(株)東北支社山形管理事務所】



【山形県立産業技術短期大学校】



【東北文教大学山形城北高等学校】

第3 周知広報の取組

労働委員会制度の周知を図るため、6月の「労働悩みごと相談会in庄内」にあわせて街頭広報活動を行ったほか、10月の「個別労働紛争処理制度」周知月間にあわせて、会長記者発表、街頭広報活動及びパネル展示を行った。

また、高等学校、専門学校、商工団体等への訪問PRや広報媒体等を活用した周知広報にも取り組んだ。

1 会長記者発表

- (1) 日時 9月18日 14:00～14:15
- (2) 場所 山形県庁（県政記者室）
- (3) 内容 「令和6年度の労働相談の状況」と「日曜労働悩みごと相談会の開催」等を紹介

2 街頭広報活動

日時	場所	内容
5月30日 12:00～13:00	「イオン三川店」内 (三川町)	労働委員会ののぼり旗を掲示し、チラシ入りポケットティッシュを配布
9月29日 11:45～13:00	山形駅東西自由通路 (山形市)	
9月30日 12:00～13:00	「マックスバリュ新庄店」前 (新庄市)	



【労働委員会ののぼり旗】

山形県労働委員会 (村山総合支庁本庁舎6階)
☎023-666-7784
メールでの御予約はホームページから▶ [労働悩みごと相談会](#) [検索](#)



日曜開催! 相談無料 秘密厳守

労働悩みごと相談会

労働問題に詳しい労働委員会委員が親身にアドバイス!

R7. 10/5(日)
10:00～15:00 (最終受付14:30)
置賜総合文化センター (米沢市)
酒田勤労者福祉センター (酒田市)

R7. 10/19(日)
10:00～15:00 (最終受付14:30)
あこや会館 (山形市)
ゆめりあ (新庄市)



※2日前までに電話またはメールでご予約ください。
※両日ともオンライン相談も受け付けます。

山形県労働委員会 (村山総合支庁本庁舎6階)
☎023-666-7784
メールでの御予約はホームページから▶ [労働悩みごと相談会](#) [検索](#)



【ポケットティッシュのチラシ】

3 パネル展示

タイトル：「ご存じですか？労働委員会～雇用のトラブル まず相談～」

○期間及び場所

- ① 9月30日～10月31日 遊学館 1階カフェレストラン
- ② 10月1日～10月16日 山形県庁 1階 ジョンドナホール
- ③ 9月12日～11月11日 山形県立図書館 1階、2階



【①のパネル展示】



【②のパネル展示】



【③のパネル展示（1階）】



【③のパネル展示（2階）】

4 訪問PR

高等学校、専門学校、商工団体等を訪問し、労働委員会制度の周知に併せ、出前講座の開催提案を行った。

○委員による訪問

訪問月日	訪問先
6月5日	山形新聞、山形放送、県中小企業団体中央会、県商工会連合会、県社会福祉協議会、県トラック協会、県建設業協会
6月5日	山形商工会議所、米沢商工会議所、県立米沢興譲館高校、県立米沢東高校、県立米沢鶴城高校、県立置賜農業高校、九里学園高校、米沢中央高校

訪問月日	訪 問 先
6月6日	酒田商工会議所、県立新庄北高校、県立新庄神室産業高校、県立庄内総合高校、県立酒田東高校、県立酒田西高校、県立酒田光陵高校

○事務局による訪問

訪問月日	訪 問 先
6月6日	県立保健医療大学、羽陽学園短期大学、県立山形東高校、県立山形南高校、県立山形西高校、県立山形北高校、県立山形中央高校、県立寒河江高校、県立寒河江工業高校、県立谷地高校、県立東桜学館高校

5 広報媒体の活用

広報媒体	内 容	
市町村広報誌	・21 市町村の広報誌に、労働悩みごと相談会等の案内を掲載	
求人情報誌	・3 求人情報誌に、労働悩みごと相談会やあっせんの案内を掲載	
ラジオ放送	・ラジオモンスター「村山地域耳寄り情報」で、日曜労働悩みごと相談会の案内を放送（9～10月放送） ・酒田FMハーバーRADIO「週刊庄内総合支庁ニュース」で、労働悩みごと相談会 in 庄内の案内と日曜労働悩みごと相談会の案内を放送（6月、9月放送）	
県政広報	・県政ラジオのエフエム山形「山形リビングインフォメーション」及び山形放送「フレッシュインフォメーションやまがた」で、当労委によるあっせんの案内を放送（4月放送）	
SNS	X（旧ツイッター）	・県公式アカウント、村山総合支庁公式アカウント、最上総合支庁公式アカウント及び置賜総合支庁公式アカウントで、日曜労働悩みごと相談会等の案内を掲載
	フェイスブック	・県公式アカウント及び庄内総合支庁公式アカウントで、日曜労働悩みごと相談会等の案内を掲載
	インスタグラム	・庄内総合支庁公式アカウントで、日曜労働悩みごと相談会の案内を掲載

広報媒体	内 容
チラシ	<p>「労働悩みごと相談会」（上半期、下半期）、「労働悩みごと相談会 in 庄内」、「日曜労働悩みごと相談会」のチラシを作成し、関係機関・団体等に配布した。</p> <p>〈配布先〉国の機関（労働局、ハローワーク、法テラス等）、各総合支庁、市町村、地域労働組合、山形県経営者協会、各商工会議所、山形県商工会連合会、イベントホール、病院、コンビニエンスストア 他</p>

第 8 節 会 議

第 1 総会及び公益委員会議

1 総 会

回	期日	主 な 議 題
1290	1 月 23 日	1 報告事項 (1) 労働悩みごと相談会の実施について (2) 山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行状況について (3) 令和 6 年度東京都労働委員会視察について (4) 出前講座の実施及び申し込みについて (5) 遊学館におけるパネル展示について (6) 事務局に寄せられた労働相談について (7) 県内の争議行為及び雇用情勢等について 2 協議事項 (1) 令和 7 年度の取組について
1291	2 月 13 日	1 報告事項 (1) 労働悩みごと相談会の実施について (2) 山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行確認の通知について (3) 令和 7 年第 1 号個別あっせん事件の申請及び経過について (4) 個別労働紛争解決研修（応用研修）の参加について (5) 出前講座の開催について (6) 事務局に寄せられた労働相談について (7) 県内の争議行為及び雇用情勢等について (8) 労働事情報告 2 協議事項 (1) 令和 7 年度の労働悩みごと相談会及び労働事情報告の公労使委員の割振りについて
1292	3 月 24 日	1 報告事項 (1) あっせん員候補者の委嘱について (2) 令和 7 年労働悩みごと相談会及び労働事情報告の担当委員について (3) 労働悩みごと相談会について (4) 令和 7 年第 1 号個別あっせん事件の結果について (5) 令和 7 年第 2 号個別あっせん事件の申請及び経過について

回	期日	主 な 議 題
		<ul style="list-style-type: none"> (6) 佐賀県労働委員会事例研究会について (7) 東京都労働委員会における審問の視察について (8) 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会（ブロック総会）について (9) 出前講座の開催及び申込みについて (10) 事務局に寄せられた労働相談について (11) 県内の争議行為及び雇用情勢等について <p>2 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和7年度委員の会議・研修参加計画について
1293	4月17日	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) あっせん員候補者の委嘱について (2) 令和7年第2号個別あっせん事件の経過について (3) 北海道・東北ブロック連絡協議会の会長県について (4) 内部研修会について (5) 委員による訪問PRの実施について (6) 全国労働委員会労働者側委員連絡協議会2025年度命令研究会への参加について (7) 委員の会議・研修参加計画について (8) 令和6年度の取組実績について (9) 出前講座の実施及び申込みについて (10) 事務局に寄せられた労働相談について (11) 県内の争議行為及び雇用情勢等について <p>2 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 不当労働行為救済申立事件に係る審問状況視察研修の実施について (2) 委員による広報活動について
1294	5月15日	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中央労働委員会会長について (2) 全国労働委員会会長連絡会議における議題懇談について (3) 令和7年第2号個別あっせん事件の結果について (4) 委員によるPR訪問の訪問日の決定について (5) 研修会開催に向けた委員アンケートの結果について (6) 出前講座の申込みについて (7) 事務局に寄せられた労働相談について (8) 県内の争議行為及び雇用情勢等について <p>2 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和7年度の労働悩みごと相談会について

回	期日	主 な 議 題
		<ul style="list-style-type: none"> (2) 委員による広報活動について (3) 委員の名刺裏面の活用について
1295	6月19日	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について (2) 全国労働委員会会長連絡会議について (3) 不当労働行為救済申立事件に係る視察調査について (4) 日曜労働悩みごと相談会の委員割振りの決定について (5) 出前講座の申込みについて (6) 委員の広報活動の実施について (7) 事務局に寄せられた労働相談について (8) 県内の争議行為及び雇用情勢等について <p>2 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 山形市内における街頭広報活動の実施について (2) 内部研修会の講師の選定状況について (3) 労働事情等調査（企業視察）について (4) 新任委員のあっせん及び出前講座への対応について (5) ブロック総会の運営について
1296	7月10日	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働悩みごと相談会の実施について (2) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について (3) 不当労働行為救済申立事件に係る視察調査について (4) 内部研修会の開催について (5) 山形市内における街頭広報活動の協力委員について (6) 委員会議・研修会参加計画について (7) 出前講座の実施及び申込みについて (8) 事務局に寄せられた労働相談について (9) 県内の争議行為及び雇用情勢等について <p>2 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働事情等調査（企業視察）について
1297	8月21日	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働悩みごと相談会の実施について (2) 第80回全国労働委員会連絡協議会総会の開催案内について (3) 委員会議・研修会参加計画について (4) 個別労働紛争解決研修（基礎研修）への参加について (5) 日曜労働悩みごと相談会開催に向けた周知広報について (6) 出前講座の実施及び申込みについて (7) 労働事情等調査（企業視察）について

回	期日	主 な 議 題
		(8) 事務局に寄せられた労働相談について (9) 県内の争議行為及び雇用情勢等について
1298	9月11日	1 報告事項 (1) 労働悩みごと相談会の実施について (2) 令和7年度公労使委員合同研修について (3) 山形駅東西自由通路における街頭広報活動について (4) 労働事情等調査(企業視察)について (5) 委員会議・研修会参加計画について (6) 事務局に寄せられた労働相談について (7) 県内の争議行為及び雇用情勢等について (8) 労働事情報告 2 協議事項 (1) 令和8年度の取組の方向性について (2) 出前講座について
1299	10月9日	1 報告事項 (1) 「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る広報活動の実施について (2) 「日曜労働悩みごと相談会」の実施について (3) 出前講座の実施について (4) 労働事情等調査(企業視察)の実施について (5) 公労使委員個別紛争専門研修について (6) 令和7年度第1回内部研修会の開催について (7) 事務局に寄せられた労働相談について (8) 県内の争議行為及び雇用情勢等について 2 協議事項 (1) 第80回全国労働委員会連絡協議会総会の議題に係る意見交換について (2) 令和8年度の取組について
1300	11月20日	1 報告事項 (1) 委員の退任に伴う後任者の選任について (2) 労働悩み事相談会の実施について (3) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会への参加について (4) 全国労働委員会労働者側委員連絡協議会2025年度命令研究会への参加について (5) 個別労働紛争解決研修(基礎研修)への参加について (6) 日曜労働悩みごと相談会の実施について

回	期日	主 な 議 題
		(7) 事務局に寄せられた労働相談について (8) 出前講座の申込みについて (9) 県内の争議行為及び雇用情勢等について 2 協議事項 (1) 令和8年度の取組について
1301	12月11日	1 報告事項 (1) 労働者委員の変更について (2) あっせん員候補者の委嘱について (3) 全国労働委員会連絡協議会総会への参加について (4) 東北地区労使関係セミナーへの参加について (5) 公労使委員個別紛争専門研修への参加について (6) 全基連主催個別労働紛争解決研修（応用研修）への参加について (7) 出前講座の実施について (8) 事務局に寄せられた労働相談について (9) 県内の争議行為及び雇用情勢等について 2 協議事項 (1) 令和8年度の取組について

2 公益委員会議

回	期日	審 議 内 容
531	1月23日	労働者委員候補者の推薦に係る労働組合の資格審査について
532	1月23日	山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行確認の報告について
533	2月12日	山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行確認の通知について
534	10月9日	労働者委員候補者の推薦に係る労働組合の資格審査について

第2 主な連絡協議会及び連絡会議等

1 委員の会議

会議名	期 日 (開催地)	概 要
1 全国労働委員会連絡協議会総会 (創設80周年記念総会)	11月13日～14日 (東京都)	記念講演 「労働委員会委員にとってのOJTとOFF-JT～職業能力開発の理想と現実～」 講師：元中央労働委員会会長 法政大学名誉教授 諏訪 康雄 氏 議 題 1 働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について 2 コロナ禍の教訓から学ぶ
2 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会	6月9日～10日 (青森県)	議 題 1 令和6年度取扱事件とその傾向及び特異事件について<資料交換> 2 令和6年度ブロック協議会決算について 3 令和7年度ブロック協議会予算(案)について 4 ブロック協議会監事の選任について 5 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について 6 令和8年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について 研 修 1 「経営協議会」と並行して行う団体交渉における不当労働行為の成否について 2 人事異動に伴う降任について
3 全国労働委員会会長連絡会議	6月13日 (和歌山県)	講 演 「今後の労働基準関係法制の検討課題」 講師：明治大学法学部教授 中央労働委員会公益委員 山川 隆一 氏 議題懇談 「和解の取組について」
4 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会	10月30日～31日 (北海道)	研 修 1 新賃金体系に合意しなかった労働組合の組合員に対して協定外時間外勤務やシフト変更等を認めなかったことは、労組法第7条第1号等の不当労働行為に該当するか 2 求人票を見て応募し、採用された労働者が、会社と管理職該当性及び具体的な職務内容等で争いとなり、解雇された事案への対応 講 演 「労働基準法改正に向けた動きと課題」 講師：早稲田大学法学部教授 水町 勇一郎 氏

2 事務局の会議

会議名	期 日 (開催地)	概 要
1 全国労働委員会事務局長連絡会議	6月12日 (和歌山県)	議 事 1 審査概況等について 2 調整事件等の概況について 3 その他 議題懇談 1 外国人労働者に係る事案への対応について 2 事務局職員の人材育成等について
2 全国労働委員会事務局審査主管課長会議	10月23日 (東京都)	議 題 1 労働組合法第2条の「主体」性について 2 労働委員会の民事訴訟のIT化への対応について 3 労働委員会事務局における人材確保・育成について
3 全国労働委員会事務局調整主管課長会議	10月24日 (東京都)	中央労働委員会事務局からの説明 1 調整業務の運営について 都道府県労働委員会からの事例報告 1 集団的労使紛争事件 2 個別労働紛争事件 都道府県労働委員会からの業務報告
4 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議	8月29日 (岩手県)	議 題 1 審査事件における和解事例集の作成について 研 修 研修議題(1) 1 確定命令の履行確認について 2 個別あっせん事件による合意事項に係る履行状況の確認について 3 個別的労使紛争に係るあっせんのあっせん申請の申立期間について 4 個別労使紛争あっせんの事務フロー等について 5 個別労働関係紛争のあっせんを申請した(あっせんの相談をした)労働者に対する事業主の不利益取扱いについて 研修議題(2) 1 審査・調整事件に係る総会資料等での個人情報の表記について 2 審査・調整事件に係る個人情報を含む資料の委員との情報のやりとりの方法について 3 ブロック総会・研修会の研修議題や、審査・調整事件に関する委員の研修方法について 4 ブロック総会・研修会開催に係る会場の確保等について

会議名	期 日 (開催地)	概 要
		5 「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の適用を受ける労働組合の動向把握について 6 総会・公益委員会議におけるWeb会議の開催について 7 北海道・東北六県労働委員会連絡協議会総会及び研修会における研修課題の作成状況について 8 不当労働行為事件の審査機能の維持・向上について

第9節 研 修

第1 委員研修

1 全国労働委員会連絡協議会研修

研 修 名	期 日	受 講 者 数
公労使委員合同研修・全体研修	9月4日	3名
公労使委員合同研修・独自研修	9月5日	3名
公労使委員個別紛争専門研修	12月1日～2日	3名

2 中央労働委員会研修

研 修 名	期 日	受 講 者 数
東北地区労使関係セミナー	11月7日	3名

3 全国労働委員会労働者側委員連絡協議会研修

研 修 名	期 日	受 講 者 数
命令研究会(Web開催)	4月8日	2名
	10月16日	1名

4 公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会研修

研 修 名	期 日	受 講 者 数
個別労働紛争解決研修(基礎研修)(Web開催)	7月29日	1名
	11月1日	1名
個別労働紛争解決研修(応用研修)(Web開催)	1月25日	2名
	12月5日	1名

5 労働事情等調査

期 日 9月26日

視察企業 アルティウスリンク株式会社やまがたワークプレイス（山形市）、
山形カシオ株式会社（東根市）

6 研修会及び事例研究（自主開催）

研修名	期 日	テーマまたは事例	講師または担当委員
事例研究会	1月23日	令和5年第8号個別あっせん事件	主任あっせん員 ほか
事例研究会	2月13日	令和6年第3号個別あっせん事件	主任あっせん員 ほか
事例研究会	5月15日	令和5年第9号個別あっせん事件	主任あっせん員 ほか
研修会	11月20日	和解、あっせんのスキルと心構え	弁護士、元中央労働委員会 会長代理 畠山稔 氏

第2 事務局職員研修

1 中央労働委員会研修

研修名	期 日	受講者数
労働法の初歩研修	月1回程度 (Web開催)	3名

2 その他

研修名	期 日	受講者数
山形県労働学院	7月17日～18日	2名

第 3 章

統計諸表

第1表 取扱開始事件数の推移

昭和21.3～令和7.12

(単位:件)

年次	調 整 事 件					不当労働 行為事件
	集 団 的 労 使 紛 争				個別労使紛争	
	あつせん	調 停	仲 裁	合 計	あつせん	
昭和21年 ～30年	93	16		109	/	36
31年 ～40年	109	1		110		50
41年 ～50年	183			183		803
51年 ～60年	79			79		1,043
61年 ～平成7年	31	8		39		124
8年 ～17年	51			51	10	9
18年 ～27年	42			42	18	5
28年 ～令和2年	6			6	20	1
3年	1			1	2	
4年	1			1	3	
5年					9	
6年	1			1	3	
7年					2	
合 計	597	25		622	67	2,071

第2表 調整事件数(手続事由別)

昭和21.3～令和7.12

(単位:件)

手続事由	昭和 21年 ～ 30年	31年 ～ 40年	41年 ～ 50年	51年 ～ 60年	61年 ～ 平成 7年	8年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年 ～ 令和 3年	4年	5年	6年	7年	合計
双方申請	(5) 6	1	2	1	2								(5) 12
労側申請	(9) 101	97	138	60	35	50	41	5	1		1		(17) 529
使側申請	(2) 2	11	41	17	1	1	1	2					(2) 76
知事請求		(1) 1											(1) 1
職権開始			2	1	1								4
合計	(16) 109	(1) 110	183	79	(8) 39	51	42	7	1		1		(25) 622

(注) 1 ()内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。

2 複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。

第3表 調整事件数(終結事由別)

昭和21.3～令和7.12

(単位:件)

終結事由	昭和 21年 ～ 30年	31年 ～ 40年	41年 ～ 50年	51年 ～ 60年	61年 ～ 平成 7年	8年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年 ～ 令和 3年	4年	5年	6年	7年	合計
不開始				2	5	4							11
取下げ (調整前)	(3) 10	4	4	7	1	2	3	1					(3) 32
解決	(10) 79	72	112	42	(3) 19	29	14	2	2				(13) 371
不調	(2) 2	(1) 1			(2) 2								(5) 5
打切り					(2) 9	15	23	4				1	(2) 169
取下げ (調整後)	(1) 5	4	15	5	(1) 3	1	1						(2) 34
合計	(16) 109	(1) 110	183	79	(8) 39	51	41	7	2		1		(25) 622
翌年繰越							1	1					

(注) 1 ()内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。

2 複数年にまたがって係属した事件については、終結した年次に計上した。

第4表 調整事件数(産業別)

昭和21.3～令和7.12

(単位:件)

産業		年	昭和 21年 ～ 30年	31年 ～ 40年	41年 ～ 50年	51年 ～ 60年	61年 ～ 平成 7年	8年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年 ～ 令和 3年	4年	5年	6年	7年	合計
鉱業	金属		1	5	1										7
	石炭		(1) 10	2	8										(1) 20
	その他		(4) 16	4	1		4								(4) 25
建設業				6	2	6			1	1					16
製造業	食料品			2	4	2		1	1						10
	繊維工業品		11	15	31	1		2							60
	木材製品		14	10	4	1									29
	出版印刷			1	2			1							4
	化学		(5) 12	4											(5) 16
	窯土石製品		8	3	4										15
	金属機械		(2) 22	16	23	8	3	3	1						(2) 76
	その他		(1) 4	1	8	4		3	2						(1) 22
電気・ガス・水道業		1	1	3	2									7	
運輸・通信業		(2) 2	10	27	37	3	5	4	1				1	(2) 90	
卸売・小売業・飲食店			11	28			6	7	1					53	
金融・保険業		1	5	8	1			1						16	
不動産業・物品賃貸業								1						1	
サービス業		(1) 6	8	22	13	10	21	5	2	1				(1) 88	
医療・福祉			(1) 6	6	2	(8) 16	5	7	1					(9) 43	
教育・学習支援								5	1					6	
公務		1		1	2	3	4	7						18	
合計			(16) 109	(1) 110	183	79	(8) 39	51	42	7	1		1		(25) 622

(注) 1 ()内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。

2 複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。

第5表 調整事件数(調整事項別)

昭和21.3～令和7.12

(単位:件)

調整事項	昭和21年 ～ 30年	31年 ～ 40年	41年 ～ 50年	51年 ～ 60年	61年 ～ 平成 7年	8年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年 ～ 令和 3年	4年	5年	6年	7年	合計
組合承認 組合活動	12	1	15	5	1	1							35
協約締結 全面改定	(2) 9		3			1	1	1					(2) 21
協約効力・解釈	(1) 2	3	1		2	1	2	2					(1) 13
賃	賃金増額	(5) 25	(1) 48	59	26	(6) 16	2						(12) 176
	一時金	(1) 8	(1) 25	42	17	(1) 7	3	3		1			(3) 106
金	諸手当	(4) 6	16	10	1		4			1			(4) 38
	その他賃金 に関するもの	(2) 9	23	14	10	1	2	3					(2) 62
等	退職一時金 年金	10	8	24	1	1	9	2		1			56
	解雇手当 休業手当	2	2	1	2		6	5	1				19
給 与 以 外 の 労 働 条 件	労働時間	1	7	17									25
	休日・休暇	2	1	13	2		2	1	1	1			23
経 営 又 は 人 事	作業方法の 変更												
	定年制 その他			2									2
経 営 又 は 人 事	事業休廃止 縮小 合併 営業譲渡	13	6	4	1		2						26
	人員整理	(3) 7		2			1	1					(3) 11
人 事	配置転換			3		4	3	3					13
	解雇 その他	(2) 24	12	7	5	1	7	16	3				(2) 75
福 利 厚 生			9	1		1							11
団 交 促 進	5	16	47	20	13	23	15	2			1		142
事 前 協 議 制					2								2
そ の 他	(2) 35	65	18	4		1	4	3	1				(2) 131
合 計	(22) 172	(2) 242	297	104	(7) 49	72	58	13	5		1		(31) 1,013

- (注) 1 ()内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。
 2 複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。
 3 調整事項が複数の事件については、それぞれの欄に掲げた。

第6表 個別労働関係紛争のあっせん事件数

(終結事由別件数 平成13.10～令和7.12)

(単位:件)

終 結 事 由	13年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年 ～ 令和3年	4年	5年	6年	7年	合計
解 決	2	3	7	2	7	1	1	23
打 切	3	9	11	1	1	2	1	28
取 下	2	2	2		1			7
不 開 始	3	4	1		1			9
合 計	10	18	21	3	10	3	2	67

(注) 複数年にまたがって係属した事件については、終結した年次に計上した。

(あっせん事項別件数 平成13.10～令和7.12)

(単位:件)

あ っ せ ん 事 項	13年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年 ～ 令和3年	4年	5年	6年	7年	合計
経営又は人事	5	11	6	2	10	3		37
解雇	2	5	4		4	2		17
配置転換、出向・転籍		2	1	1	1			5
復職	1	1						2
懲戒処分		1		1	3			5
退職	2	1	1					4
勤務延長、再雇用								
その他経営又は人事		1			2	1		4
賃金等	4	4	9	3	3	1		24
賃金未払い	1		6		3	1		11
賃金増額								
賃金減額		1	2					3
一時金				1				1
退職一時金	1	1	1					3
解雇手当	2							2
休業手当								
諸手当		2		2				4
その他賃金								
年金(企業年金・厚生年金等)								
労働条件等		2	5		1			8
労働契約			1					1
労働時間		1	1					2
休日・休暇			1					1
年次有給休暇			2					2
育児休業・介護休業								
時間外労働								
安全・衛生								
福利厚生制度								
社会保険								
労働保険					1			1
その他の労働条件等		1						1
職場の人間関係		3	7	2			2	14
セクハラ								
パワハラ・嫌がらせ		3	7	2			2	14
その他	1	2	2		2			7
その他	1	2	2		2			7
合 計	10	22	29	7	16	4	2	90

- (注) 1 個別労働関係紛争のあっせんは平成13年10月1日より開始。
 2 あっせん事項が複数の事件については、それぞれの欄に掲げた。
 3 複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。

第7表 不当労働行為救済申立事件の審査状況

昭和21.3～令和7.12

(単位:件)

項目	年	昭和	31年	41年	51年	61年	8年	18年	28年	3年	4年	5年	6年	7年	合計
		21年	31年	41年	51年	61年	8年	18年	28年						
		30年	40年	50年	60年	平成	17年	27年	令和						
		30年	40年	50年	60年	7年	17年	27年	2年						
前年からの繰越										1	1				
新規申立数		36	50	803	1,043	124	9	5	1						2,071
法 第 7 条 該 当 号 <small>(注2)</small>	1	23	8	10	3										44
	2	1	7	8	3	1		3							23
	3	2	4	6	1	3	1	1							18
	4			1											1
	1・2		2			1									3
	1・3	7	21	769	1,030	115	1	1	1						1,945
	1・4														
	1・2・3	2	4	4	4	3	4								21
	1・2・3・4				1										1
	1・2・4						1								1
	1・3・4														
	2・3	1	4	4	1	1	2								13
3・4			1											1	
申 立 人	組 合	26	48	45	14	11	9	5	1						159
	個 人	9	2	758	1,029	110									1,908
	組合+個人	1				3									4
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済			1		1								2
		処罰請求 <small>(注3)</small>	4												4
		一部救済	1	5	12		4	1		1					24
		棄 却	4	1	1	3									9
		却 下	1			[1] <small>(注1)</small>	7								8
		和解・取下	26	42	779	698	466	8	4			1			2,024
所 要 日 数	最 長							167	1,306		640				
	最 短							48	1,306		640				
	平 均							108	1,306		640				
翌年へ繰越し									1	1					

(注1)[]書きは、申立人が2組合で、その内1組合について却下したものである。

(注2)右欄の数字は、以下のことを示している。

1:1号該当(組合活動への参加を理由とするなどにより、不利益な取扱いをすること。)

2:2号該当(団体交渉をすることを、正当な理由がなくて拒むこと。)

3:3号該当(組合の運営に支配介入することや経理上の援助をすること。)

4:4号該当(労働委員会に申立てたことなどを理由に、報復的な措置をすること。)

(注3)昭和22年・23年に旧労働組合法の規定に基づき行った。

第8表 不当労働行為救済申立事件数(産業別)

昭和21.3～令和7.12

(単位:件)

産業		年	昭和 21年 ～ 30年	31年 ～ 40年	41年 ～ 50年	51年 ～ 60年	61年 ～ 平成 7年	8年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年 ～ 令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年	合計	
鉱業	金属		1	3													4
	石炭		3														3
	その他		2	5	1												8
建設業					1	2											3
製造業	食料品			3					1								4
	繊維工業 繊維製品		5	3	1												9
	木材 木製品		4	3													7
	出版 印刷		3														3
	化学		2	5													7
	窯業 土石製品				1												1
	金属 機器		9	11	22	7	1										50
	その他		2														2
電気・ガス・ 水道業					3												3
運輸・通信業			2	5	6	8	2	1									24
卸売・小売業・ 飲食店				6	6				1								13
金融・保険業					1	1			1								3
サービス業			3	3	1		3	5									15
医療・福祉				3	2		5	1									11
教育・学習 支援業									1	1							2
公務					756	1,025	113	1	2								1,897
分類不能					2												2
合計			36	50	803	1,043	124	9	5	1							2,071

(注) 昭和24年6月の労組法改正前には旧労組法第11条(処罰請求)の申立があった。

第9表 不当労働行為救済申立事件係属数の推移

昭和21.3～令和7.12

(単位:件)

年次	係属事件数			年次	係属事件数		
	新 申 立	前年からの 繰越	合 計		新 申 立	前年からの 繰越	合 計
昭和21年～25年	24		24	平成6年		1	1
26年～30年	12		12	7年	1		1
31年～35年	29		29	8年		1	1
36年～40年	21	5	26	9年	1	1	2
41年	2	2	4	10年			0
42年	2	1	3	11年	2		2
43年	2	1	3	12年	1	1	2
44年	109	2	111	13年	1	1	2
45年	649	105	754	14年	2		2
46年	9	580	589	15年	2	2	4
47年	2	560	562	16年		3	3
48年	10	2	12	17年			0
49年	6	3	9	18年			0
50年	12	7	19	19年	1		1
51年	1	12	13	20年	1	1	2
52年	3	12	15	21年			0
53年	1	1	2	22年			0
54年	1		1	23年			0
55年	5		5	24年			0
56年	2	4	6	25年	2		2
57年	4	5	9	26年		1	1
58年	793	1	794	27年	1		1
59年	128	794	922	28年		1	1
60年	105	917	1,022	29年		1	1
61年	110	354	464	30年		1	1
62年	3	319	322	31年・令和元年		1	1
63年	5	321	326	2年	1		1
平成元年	2	325	327	3年		1	1
2年	1	325	326	4年		1	1
3年	1	324	325	5年			0
4年		252	252	6年			0
5年	1		1	7年			0
				合 計	2,071	-	-

第10表 労働組合の資格審査状況

昭和24.6～令和7.12

(単位:件)

年	申請事由 法人登記のため	不当労働行為の救済	労働者委員候補者	総会に認められたもの※	調整申請のため	合計	状況					次に繰越
							適合	不適合	取下げ又は打切り	合計	うち 補正勧告したもの	
昭和24年～30年	45	7	453	8	17	530	511	5	14	530	199	
31年～40年	81	48	462	15		606	531		72	603	167	3
41年～50年	26	46	244	8		324	272		51	323	100	4
51年～60年	12	17	114	5		148	70	2	80	152	1	
61年～平成7年	1	21	17	1		40	26		13	39		1
8年～17年		9	10			19	13		7	20	1	
18年～27年		7	12			19	12		6	18		1
28年～令和2年		1	2			3	3			3		1
3年			2			2	2			2		1
4年									1	1		
5年			2			2	2			2		
6年												
7年			2			2	2			2		
合計	165	156	1,320	37	17	1,695	1,444	7	244	1,695	468	-

※ 職安法による労働者供給事業許可申請のため等

参 考 资 料

歴代会長・会長代理一覧

期別	期 間	会 長	会 長 代 理
1	昭和21. 3. 28 ~ 22. 3. 27	大 熊 信 行	長谷部 元 伸
2	22. 3. 28 ~ 23. 4. 27	森 平 三 郎	吉 野 惺
3	23. 4. 28 ~ 24. 4. 27	伊 藤 信 道	石 田 孝一郎
4	24. 4. 28 ~ 25. 4. 27	小 林 正 一	石 田 孝一郎
5	25. 4. 28 ~ 26. 5. 24	小 林 正 一	石 田 孝一郎
6	26. 5. 25 ~ 27. 5. 24	小 林 正 一	大 平 禎 介
7	27. 5. 25 ~ 28. 6. 25	大 熊 信 行	大 平 禎 介
8	28. 6. 26 ~ 29. 12. 24	大 熊 信 行	山 口 弘 三
9	29. 12. 25 ~ 31. 3. 8	山 口 弘 三	片 岡 潔
10	31. 3. 9 ~ 32. 3. 8	山 口 弘 三	片 岡 潔
11	32. 3. 9 ~ 33. 3. 10	山 口 弘 三	片 岡 潔
12	33. 3. 11 ~ 34. 3. 25	山 口 弘 三	片 岡 潔
13	34. 3. 26 ~ 35. 3. 25	山 口 弘 三	片 岡 潔
14	35. 3. 26 ~ 36. 3. 25	山 口 弘 三	片 岡 潔
15	36. 3. 26 ~ 37. 3. 25	山 口 弘 三	片 岡 潔
16	37. 3. 26 ~ 38. 5. 26	山 口 弘 三	片 岡 潔
17	38. 5. 27 ~ 39. 5. 31	山 口 弘 三	片 岡 潔
18	39. 6. 1 ~ 40. 7. 9	山 口 弘 三	片 岡 潔
19	40. 7. 10 ~ 41. 8. 11	山 口 弘 三	片 岡 潔
20	41. 8. 12 ~ 43. 8. 11	山 口 弘 三	片 岡 潔
21	43. 8. 12 ~ 45. 8. 11	山 口 弘 三	片 岡 潔
22	45. 8. 17 ~ 47. 8. 16	山 口 弘 三	設 楽 作 巳
23	47. 8. 30 ~ 49. 8. 29	山 口 弘 三	設 楽 作 巳
24	49. 12. 1 ~ 51. 11. 30	山 口 弘 三	設 楽 作 巳
25	51. 12. 27 ~ 53. 12. 26	山 口 弘 三	設 楽 作 巳
26	54. 3. 22 ~ 56. 3. 21	設 楽 作 巳	中 山 悟 郎
27	56. 3. 22 ~ 58. 3. 21	設 楽 作 巳	柿 崎 榮 治
28	58. 3. 22 ~ 60. 3. 21	設 楽 作 巳	柿 崎 榮 治
29	60. 3. 22 ~ 62. 3. 21	設 楽 作 巳	柿 崎 榮 治
30	62. 3. 22 ~ 平成元. 3. 21	設 楽 作 巳	柿 崎 榮 治
31	平成元. 3. 22 ~ 3. 3. 21	設 楽 作 巳	柿 崎 榮 治
32	3. 3. 22 ~ 5. 3. 21	設 楽 作 巳	柿 崎 榮 治
33	5. 3. 22 ~ 7. 3. 21	設 楽 作 巳	柿 崎 榮 治
34	7. 3. 22 ~ 9. 3. 21	設 楽 作 巳	濱 田 宗 一
35	9. 3. 22 ~ 11. 3. 21	設 楽 作 巳	濱 田 宗 一
36	11. 3. 22 ~ 13. 3. 21	濱 田 宗 一	立 松 潔
37	13. 3. 22 ~ 15. 3. 21	濱 田 宗 一	立 松 潔
38	15. 3. 22 ~ 17. 3. 21	濱 田 宗 一	立 松 潔
39	17. 3. 22 ~ 19. 3. 21	濱 田 宗 一	立 松 潔
40	19. 3. 22 ~ 21. 3. 21	濱 田 宗 一	立 松 潔
41	21. 3. 22 ~ 23. 3. 21	濱 田 宗 一	立 松 潔
42	23. 3. 22 ~ 25. 3. 21	立 松 潔	浜 田 敏
43	25. 3. 22 ~ 27. 3. 21	立 松 潔	浜 田 敏
44	27. 3. 22 ~ 28. 2. 21	立 松 潔	浜 田 敏
	28. 2. 22 ~ 29. 3. 21	立 松 潔	山 上 朗
45	29. 3. 22 ~ 31. 3. 21	立 松 潔	山 上 朗

期別	期 間	会 長	会 長 代 理
46	31. 3. 22 ~ 令和 3. 3. 21	立 松 潔	山 上 朗
47	令和 3. 3. 22 ~ 5. 3. 21	山 上 朗	村 山 永
48	5. 3. 22 ~ 7. 3. 21	山 上 朗	村 山 永
49	7. 3. 22 ~ 9. 3. 21	山 上 朗	村 山 永

山形県民の歌

(昭和57年3月31日告示)

最上川

昭和天皇
御製

島崎赤太郎
作曲

広き野をながれゆけども最上川

うみに入るまでにごらざりけり

令和7年

山形県労働委員会年報

令和8年3月発行

山形県労働委員会事務局

山形市鉄砲町二丁目19-68

TEL 023-666-7774

FAX 023-666-7776